



県章

# 山形県公報

平成26年2月4日(火)  
第2517号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

○山形県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則……………(農業技術環境課) ……89

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) ……90
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(庄内総合支庁農村計画課) ……91
- 県道の供用の開始……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……同
- 昭和49年12月県告示第1941号(山形県屋外広告物条例に基づく指定地域)の一部改正…(都市計画課) ……同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(最上総合支庁地域振興課) ……92
- 県営住宅入居者の一般公募……………(最上総合支庁建築課) ……同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(教育庁) ……95
- 一般競争入札の公告……………(中央病院) ……同

### 正 誤

## 規 則

山形県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年2月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第1号

#### 山形県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

山形県肥料取締法施行細則(昭和25年11月県規則第126号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

<p>4 チオ硫酸アンモニウムが原料として使用された液状窒素肥料又は液状複合肥料</p>	<p>この肥料には、チオ硫酸アンモニウムが入っていますから、過剰施用に注意するとともに、施用後一週間以内は播種しないで下さい。</p>
--	---

<p>5 動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の2の(1)のイに定めるほ乳動物由来たん白質、同(1)のイに定める家きん由来たん白質又は同(1)のウに定める魚介類由来たん白質をいう。）が原料として使用された普通肥料（6に掲げるものを除く。）</p>	<p>この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。</p>
<p>6 牛由来の原料を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉を原料として生産された普通肥料</p>	<p>この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。</p>

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**山形県告示第86号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成26年2月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
さとう整形外科クリニック	鶴岡市城北町26番10号	平成26. 1. 1

**山形県告示第87号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年2月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	廃 止 年 月 日
さとう整形外科クリニック	鶴岡市城北町26番10号	平成25. 12. 31

**山形県告示第88号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成26年2月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
愛のまちデイサービス公園丸の内館	通 所 介 護	米沢市丸の内二丁目3番3号	平成26. 1. 21

**山形県告示第89号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営庄内砂丘地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年2月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営庄内砂丘地区土地改良事業（農村地域防災減災事業）計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
鶴岡市役所、酒田市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成26年2月5日から同年3月6日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。  
また、この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第90号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成26年2月4日から同月17日まで縦覧に供する。

平成26年2月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 東根尾花沢線
- 2 供用開始の区間 村山市大字湯沢字神田1876番から  
同 楯岡北町一丁目2488番3まで
- 3 供用開始の期日 平成26年2月4日

**山形県告示第91号**

昭和49年12月県告示第1941号（山形県屋外広告物条例に基づく指定地域）の一部を次のように改正し、平成26年2月4日から施行する。

平成26年2月4日



山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 第5項を第6項とし、第4項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。  
 (6) 鶴岡都市計画道路 1・5・1号鼠ヶ関温海線  
 第4項に次の1号を加える。  
 (8) 遊佐都市計画道路 1・5・1号遊佐吹浦線  
 第4項を第5項とする。  
 第3項第1号中「都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域（以下「用途地域」という。）」を「用途地域」に改め、同項第2号中「第5項」を「第6項」に改め、同項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。
- 3 条例第2条第1項第5号に係る地域  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域（以下「用途地域」という。）

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成26年2月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成26年1月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人郷音
  - (2) 代表者の氏名  
伊藤 順敏
  - (3) 主たる事務所の所在地  
最上郡真室川町大字新町128番11
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、真室川町民に対して、古木の保全、民話の伝承等町に存在する歴史的遺産の保護に関する事業を行い、伝承文化に彩られた真室川町の発展に寄与することを目的とする。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県公営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成26年2月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃					敷金	摘要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者			収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営若葉東アパ ート2号	新庄市金沢1281 -4	3DK	63.5	1	一般用	16,100 円	18,600 円	21,300 円	24,000 円	27,400 円	31,600 円		

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他、国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成26年2月12日から同月18日まで（受付時間：午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成26年2月18日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

新庄市金沢字大道上2034

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 最上事務所

## 5 入居の時期 平成26年3月下旬

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成26年2月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
市町村立学校向け県業務システム接続用ネットワーク構築及び運用保守管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県教育庁総務課教職員室給与担当 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023(630)2862
- 3 落札者を決定した日 平成25年11月27日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社アイシーエス 岩手県盛岡市松尾町17番8号
- 5 落札金額 33,589,500円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成25年10月18日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成26年2月4日

山形県立中央病院長 後 藤 敏 和

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院3階会議室2
  - (2) 日時 平成26年3月19日（水） 午前9時30分
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 A重油 4,500キロリットル
  - (2) 調達をする物品の仕様等 日本工業規格K2205重油に規定するもののうち1種2号に限る。
  - (3) 契約期間及び納入方法 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量をタンクローリーで納入すること。
  - (4) 納入場所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院
  - (5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。
- 3 入札参加者の資格
  - (1)から(9)までの要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(7)から(12)までに掲げる要件を全て満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 平成25年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成25年2月15日付け山形県公報第2419号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
  - (5) 次のいずれにも該当しないこと。
    - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
    - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同

じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(6) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録その他の処分を受けていること。

(7) 納入する物品について、契約担当者等が指定する数量を、指定する場所に納入することができること。

(8) 当院から概ね10km以内にA重油を50キロリットル以上備蓄できるタンク等及び災害時に納入することができるタンクローリー（自己所有又は使用権を有するもの）を有するか、又は前段に示したタンク等及びタンクローリーを平成26年12月1日（月）までに設置することができること。

(9) 災害時における基幹災害医療センターとなっている当院と「災害時におけるA重油の優先供給に関する協定」を契約締結後または備蓄できるタンク等設置後速やかに締結できること。

(10) 共同企業体のすべての構成員が(1)から(6)までの要件を満たしていること。

(11) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。

(12) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院経営戦略課調達室

電話番号023(685)2623

#### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

#### 7 落札者の決定方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書並びに3の(7)及び3の(8)に係る事項を証する書類を、共同企業体にあつては3の(11)に係る事項を証する書類を平成26年3月5日（水）午後3時までに山形県立中央病院経営戦略課調達室に提出すること。

この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに当該申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、山形県立中央病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。

(4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。

(5) 詳細については入札説明書及び仕様書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A Fuel Oil 4, 500kl

(2) Time-limit for tender: 9:30 P.M. March 19, 2014

(3) Contact point for the notice: Management Division, Yamagata Prefectural Central Hospital, 1800 Aoyagi, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2292 Japan TEL 023-685-2623

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成26. 1. 24	第2514号	30	23	18.5	10.0
同	同	同	25	12.7	8.5
同	同	同	27	10.0	18.5
同	同	同	29	8.5	12.7
平成26. 1. 28	第2515号	47	下から18	字村雨633番1から	字村南633番1から
同	同	同	下から14	字村雨617番1から	字村南617番1から

平成26年2月4日印刷  
平成26年2月4日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056